

議 案 第 5 号

松戸市ホームヘルパー派遣手数料徴収条例等の一部を改正する条例の制定について

松戸市ホームヘルパー派遣手数料徴収条例等の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成26年6月17日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の改正に伴い、条例で引用する法律名称を変更するため。

松戸市ホームヘルパー派遣手数料徴収条例等の一部を改正する条例

(松戸市ホームヘルパー派遣手数料徴収条例の一部改正)

第1条 松戸市ホームヘルパー派遣手数料徴収条例（昭和58年松戸市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第3条中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

(松戸市学童災害共済条例の一部改正)

第2条 松戸市学童災害共済条例（昭和47年松戸市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「の各号」を削り、同項第3号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

(松戸市営住宅設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 松戸市営住宅設置及び管理に関する条例（昭和48年松戸市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第5号中「又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、平成26年10月1日から施行する。